

4月分の掛金請求にかかりますので、期限内に必ずご提出ください！

鹿児島県学校生活協同組合御中

## 「グループ共済」・「きずな」

### 退職後継続確認書(回答書)

提出締切日:2026年3月10日(火)必着

※同封の返信用封筒またはFAX(0120-15-3194)にてご提出ください

2026年3月末に退職予定の方は、必ずご提出いただきますようお願ひいたします。

記入日 年 月 日

職員番号	氏名	所属所名(学校名)	所属所コード
退職後の連絡先 〒 ご住所	TEL:		

■退職後の取り扱いについて、いずれかの欄に○印をご記入ください。

○印を記入	選択内容	お手続き
	グループ共済・きずなを 継続します	保険料引落口座のお手続きをお願いします。ゆうちょ銀行か九州労働金庫の 口座をお持ちでない場合は、毎月郵便局での払込取扱票を送付します。  再任用ご希望で給与引きが可能な所属所勤務の場合は、ご連絡ください <b>「退職組合員申込書」をご提出ください。</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span>
	グループ共済・きずなを 継続しません	⇒2026年3月末で全部解約(脱退)となります。 ※2026年1月～3月の保険期間分の配当金の還付は ありません。 <b>「脱退届兼出資金払戻請求書」をご提出ください。</b> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">脱退</span>

《グループ共済・きずな各制度の退職後のお取り扱いについて》

●グループ共済制度は学校生協団体扱いで最長75歳まで継続することができます。

退職後継続を選択した場合、**2026年12月末まで加入**となります。

●今後、更新の案内はご自宅へお届けいたします。【2026年8月中旬頃(予定)】

再任用で勤務される方で生協へ連絡があった方へは、所属所へ更新案内が届けられます。

※「就業不能サポート制度」「所得補償制度」「健康づくりサポート」は退職後継続できません。⇒**2026年3月末にて脱退**となります。

※退職後の継続は、補償の増額の変更はできません。(減額・解約可)

※制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

【お問合わせ先】鹿児島県学校生活協同組合 グループ共済担当 TEL:099-225-2666

4月分の掛金請求にかかりますので、期限内に必ずご提出ください！

鹿児島県学校生活協同組合御中

## 記入見本

### 「グループ共済」・「きずな」

(赤字部分をご記入ください)

### 退職後継続確認書(回答書)

提出締切日:2026年3月10日(火)必着

※同封の返信用封筒またはFAX(0120-15-3194)にてご提出ください

2026年3月末に退職予定の方は、必ずご提出いただきますようお願ひいたします。

記入日 2026年 1月 15 日

職員番号	氏名	所属所名(学校名)	所属所コード
123456	生協 太郎	鹿児島市立 照国小学校	987654
退職後の連絡先	〒 892-0861 ご住所 鹿児島市山下町 4-18 アルファマンション 888 号室	TEL: 090-1234-5678	

■退職後の取り扱いについて、いずれかの欄に○印をご記入ください。

○印を記入	選択内容	お手続き
<input checked="" type="radio"/>	グループ共済・きずなを 継続します	保険料引落口座のお手続きをお願いします。ゆうちょ銀行か九州労働金庫の 口座をお持ちでない場合は、毎月郵便局での払込取扱票を送付します。  再任用ご希望で給与引きが可能な所属所勤務の場合は、ご連絡ください <b>「退職組合員申込書」をご提出ください。</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span>
	グループ共済・きずなを 継続しません	⇒2026年3月末で全部解約(脱退)となります。 ※2026年1月～3月の保険期間分の配当金の還付は ありません。 <b>「脱退届兼出資金払戻請求書」をご提出ください。</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">脱退</span>

《グループ共済・きずな各制度の退職後のお取り扱いについて》

●グループ共済制度は学校生協団体扱いで最長75歳まで継続することができます。

退職後継続を選択した場合、2026年12月末まで加入となります。

●今後、更新の案内はご自宅へお届けいたします。【2026年8月中旬頃(予定)】

再任用で勤務される方で生協へ連絡があった方へは、所属所へ更新案内が届けられます。

※「就業不能サポート制度」「所得補償制度」「健康づくりサポート」は退職後継続できません。⇒2026年3月末にて脱退となります。

※退職後の継続は、補償の増額変更是できません。(減額・解約可)

※制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

【お問合わせ先】鹿児島県学校生活協同組合 グループ共済担当 TEL:099-225-2666